

# 熊本県老人福祉施設協議会 災害等見舞金規程

## (目 的)

第1条 本会会員施設並びに事業所が、天災地変その他、不測、不可避の災害による被害を受けた場合に、見舞金を支給する。

## (対象災害)

第2条 この見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 風水害
- (2) 火災
- (3) 地震・地すべり
- (4) その他の各号に類する災害

## (支給範囲及び見舞金の額)

第3条 300万円以上の被害が生じた場合に、一律10万円を支給する。

ただし、復興までに著しく時間を要するような甚大な被害を受けた場合については、本会会長が予算の範囲内で別途見舞金額を定めることができるものとする。

なお、見舞金の額は100万円を上限とし、金額については理事会で決定するものとする。

## (弔慰金の範囲及び額)

第4条 災害時の会員施設職員等の死亡に際しては、次のとおり対応する。

- (1) 会員施設の施設長の死亡に際しては、会長名で金20万円の弔慰金を贈る。
- (2) 会員施設の職員及び入居者の死亡に際しては、死亡の人数に関わらず会長名で一律金10万円の弔慰金を贈る。

## (見舞金の申請)

第5条 会員で見舞金の支給を受けようとする場合は、被害状況報告書に必要な資料を添えて、速やかに本会へ提出するものとする。

## (運 営)

第6条 運営は、この規程に定めるほか、とくに必要がある場合はすみやかに会長において処理し、役員会に報告するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成28年3月14日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 令和2年11月26日一部改正し、令和2年4月1日から適用する。

# 被害状況報告書

(熊本県老人福祉施設協議会・災害見舞金)

年 月 日

担当者名 ( )

施設名		種別	特養・養護・通所 軽費・ケアハウス
施設住所	〒 電話 ファックス		
災害の内容			
被害の 発生日時			
被害額 (相当額)	※見積書等を添付	人的被害 の有無	
被害状況	※写真等を添付		
見舞金 振込口座	銀行名		
	支店名		
	口座	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )	
	口座番号		
	口座名義		